

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果（令和 5 年 12 月 28 日付け）に対する措置

令和 6 年 6 月 28 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<u>延長保育について</u>（生涯学習部 青少年育成課） 放課後保育クラブの開所時間は、「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項により、午後 6 時 30 分までと規定されているが、平成 23 年度に、平成 24 年 3 月 31 日まで（その年度限り）の試行として、同条第 2 項の例外規定（市長が必要と認めるときは、…開所時間を変更することができる）を適用し、保護者から申出を受けた場合においては、午後 7 時まで開所時間を延長した保育（以下「延長保育」という。）を実施した。しかしながら、その後、試行期間を更に延長するための意思決定や、試行結果の検証が行われることもなく、現在まで 10 年以上継続して延長保育を実施しており、事実上、例外規定を用いて常態化させてしまっているが、このような例外規定の解釈適用は、その趣旨を超えた不適正なものである。 また、放課後保育クラブに新規入所するための申請書である「市川市放課後保育クラブ入所承認申請書（市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）様式第 1 号）には、延長保育の実施を当然の前提として、延長保育を希望する場合のチェック欄が設けられているほか、「市川市放課後保育クラブ指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）には、入所後に延長保育を希望することとなった場合の届出方法が規	監査の結果を踏まえ、延長保育の必要性について検証したところ、各放課後保育クラブにおける延長保育利用者が毎日 2～3 人いることから、延長保育の必要性が認められた。 そのため、令和 6 年 2 月市川市議会定例会に条例の一部改正に係る議案を提出し、延長保育の根拠規定（市長は、入所希望者又は入所者の保護者から求めがあったときは、開所時間を午後 7 時まで延長することができる）を新たに加える改正を行い、公布の日（令和 6 年 3 月 22 日）から施行した。 また、延長保育に関して、規則で定める様式の文言を整備するとともに、仕様書に基づく届出書（入所後に延長保育を希望することとなった場合の届出書）を整備した。

定されている。しかしながら、現に実施している延長保育そのものが、上記のとおり例外規定の趣旨を超えた不適正なものであることからすれば、延長保育の実施を前提とした規則や仕様書、これらに基づく取扱いもまた不適正なものである。 よって、延長保育について、速やかに、検証を実施し、その結果を踏まえて、条例や規則等について、所要の措置を講じられたい。	(教育長から通知のあった日：令和6年6月19日)
---	---------------------------------